

令和8年度西原町公式LINE機能拡張システム導入・運用支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「西原町公式LINE機能拡張システム導入・運用支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定する手続きを定めることとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度西原町公式LINE機能拡張システム導入・運用支援業務
(LINEを活用した情報提供・住民サービス向上事業)

(2) 業務内容

別紙「西原町公式LINE機能拡張システム導入・運用支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

・構築期間：契約締結日から令和8年9月30日まで
(令和8年10月1日運用開始予定)

・システム利用及び運用保守期間：運用開始日から令和9年3月31日まで

※本業務は単年度契約であり、令和8年度内に構築及び運用保守を完了させるものとする。

※システム構築や運用開始日の詳細なスケジュールについては、委託業者の提案に基づき、西原町と協議の上で決定するものとする。

(4) 提案上限額

2,134,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、初期構築費用、並びに本稼働後のシステム利用料及び運用保守費用を含むものとする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、当該業務の公告日において、次に掲げる条件を満たすものであること。

(1) 過去2年以内に西原町と同規模以上(人口3万5千人以上)の人口を有する自治体に「LINE機能拡張システム」および「生成AI(LLM)を活用したAIチャットボットシステム」を連携・構築・導入した実績があること。

(2) 本業務の受託者は、情報セキュリティの安全性を担保するため、以下の全ての認証等を取得又は登録されていること。

① ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)登録済みのクラウドサービス(AWS、Azure、Google Cloud等)を基盤として利用し、政府情報シス

- テムに準ずるセキュリティ水準を有すること。
- ② ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
 - ③ Pマーク（プライバシーマーク）を取得していること。
 - ④ ISMSクラウドセキュリティ認証を取得していること。
- (3) 西原町から入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

地方自治法施行令（一般競争入札の参加者の資格） 第六十七条の四
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札 に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (8) 代表者及び役員に破産者又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4. 質問及び回答

(1) 質問

① 質問期限

公告日から令和8年4月23日（木）午後5時まで

② 質問方法

質問書（様式③）により行うものとし、持参、郵送（必着）、電子メールのいずれかの方法とする。なお、文書には貴社の担当窓口の部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

(2) 回答

① 回答期限

令和8年4月24日（金）まで

② 回答方法

当町ホームページの本業務ページにて、質問者名を伏せて公表する。
電話や口頭による照会には対応しない。

5. スケジュール

内 容	日 時
公募開始	令和8年4月16日(木)
質問書の提出期限	令和8年4月23日(木) 午後5時まで
質問書に対する回答(HPへ掲載予定)	令和8年4月24日(金)
参加意向申出書等の提出期限	令和8年5月1日(金) 午後5時まで
第1次審査(書類審査)	令和8年5月7日(木)
参加資格確認結果通知	令和8年5月8日(金)
提案書の提出期限	令和8年5月15日(金) 午後5時まで
第2次審査(プレゼンテーション等)	令和8年5月27日(水)
審査結果通知	令和8年5月28日(木)
契約締結	令和8年6月1日(月) 予定

6. 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等の関係書類を提出すること。
なお、期限までに関係書類を提出しない者、又は参加資格の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式①)
国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等)を添付すること。
- ③ 業務実績調書(様式②)
令和6年4月1日以降に西原町と同規模以上(人口3万5千人以上)の人口を有する自治体にLINE 拡張システムと生成AI(LLM)を連携・導入した実績のうち1件を記載すること。なお、類似業務を証明するものとして、契約書の写しを添付すること。
- ④ 執行体制一覧(任意様式)

(2) 提出期限

令和8年5月1日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(必着)

(4) 提出

各1部

(5) 提出先

本要領「10. 問い合わせ・書類等提出先」を参考にすること。

(6) 参加資格確認結果通知

令和8年5月8日(金)

参加申込者の資格確認を行い、参加資格の有無に関わらず、結果を全申込者に書面により通知する。

なお、参加申込者が4社以上の場合は書類審査を実施し、3社を選定する。その場合、審査結果についても併せて通知するものとし、参加資格を有する者(書類審査を実施した場合はその合格者)に対し、提案書等の提出を依頼する。

7. 提案書の提出

審査により参加資格を満たすと認められた参加者は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 提案書かがみ文(様式第4号)
- ② 提案書(任意様式:A4用紙横とする。)

下記の項目について図や画面イメージなどを用いてわかりやすく簡潔に記載すること。

ア. 画面デザイン

●リッチメニューのデザイン案、利用者側の操作画面

イ. 機能(利用者・管理者)の概要や特徴

●FAQ・AIチャットボット機能 ●セグメント配信機能 ●カレンダー予約機能
●アンケート機能 ●防災機能 ●メール連携機能 ●通報機能
●スポット(施設)案内機能 ●管理機能

ウ. 実施体制、導入・運用の概要や特徴

●実施体制 ●導入スケジュール ●導入支援、動作検証
●運用保守及び運用に関するサポート

エ. セキュリティ対策の概要や特徴

●情報漏えい等を防止するためのセキュリティ対策やサーバの保管等
●障害発生時の対応

オ. 追加提案

仕様書に定めのない事項で、西原町に適すると思われる機能や提案などがあれば、委託料の範囲内で実施可能か別途費用が必要かも含め、記載すること。

③ 見積書(任意様式)

見積書には、初期構築費用及び月額システム利用費(サポート料含む)の総額を記載することとし、見積内訳書(任意様式)を添付すること。なお、見積額は消費税等を含めた金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(必着)

(4) 提出先

本要領「10. 問い合わせ・書類等提出先」を参考にすること。

(5) 提出部数

提案書かがみ文及び見積書1部、提案書11部

(6)その他

- ① 提案書一式の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ② 提案書一式の提出が期限に間に合わなかった場合、失格とする。

8. 選定方法及び評価基準

選定方法については、書類審査・プレゼンテーション・質疑応答により選定委員会による審査を行う。

全ての審査の終了後、評価基準に基づき選定委員会が採点した合計得点を集計し、最高得点者を契約候補者として選定する。ただし、最高点を得た者が複数となった場合、その中の見積額の一番低い者を契約候補者とする。それでも複数となる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

(1) 評価基準及び配点

具体的な評価基準と配点は、別紙「評価基準」による。

(2) 審査実施日時及び場所

日時：令和8年5月27日（水） 場所：西原町役場 3階 全員協議会室

※日時、場所ともに変更の可能性有、詳細な時間・場所については後日別途連絡する。

(3) 実施方法

① 書類審査

提出書類に基づき審査を行い、その合格者のみが次項のプレゼンテーション及び質疑応答による審査に進むものとする。なお、審査結果については参加資格確認結果の通知に併せて全申込者に通知する。

② プレゼンテーション及び質疑応答

ア. 1社あたりの持ち時間は40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）とする。

※プレゼンテーション開始前の準備時間を10分程度設ける。

イ. プレゼンテーションの順番は、当町による厳正な抽選のうえ決定する。

ウ. 提出された提案書にて説明を行うものとし、追加資料の配付は認めない。

エ. プレゼンテーションの時間内に管理画面の操作デモを行うこと。なお、その場合に必要な機材（PC等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）については提案者が用意すること。

※ディスプレイ及びHDMIケーブルは当町で用意する。

オ. 出席者は1社あたり3名までとし、業務担当者は必ず参加すること。なお、出席者は現地にて参加するものとし、Webによる参加は認めない。

カ. 受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 審査過程及び結果等について

審査の過程及び結果は非公開とする。又、審査内容についての質問・異議申し立てについては一切受け付けない。

(5) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に違反があった場合
- ③ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

- ④ 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑤ その他、選定委員会が不相当と認めた場合
- (6) 選定結果の通知・公表
選定結果は、提案者に書面により通知する。
- (7) 契約内容の調整
契約候補者との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。
- (8) 契約の締結
委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約候補者と契約を締結する。
- (9) 委託事業費
本業務の遂行に必要な経費で、当町予算の範囲内の額とする。
- (10) 業務の再委託
業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。
- (11) その他
 - ① 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ② 提案者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。
 - ③ 提出された書類等は、西原町情報公開条例に基づき、公開することがある。
 - ④ 書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式④）を提出すること。
 - ⑤ 提出された書類は、受託者の選定に必要な範囲において複製することがある。
 - ⑥ 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
 - ⑦ 提出された書類は、返却しない。
 - ⑧ 本事項に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

9. 資料の配布

西原町ホームページからダウンロードのうえ確認すること。

※印刷物での資料配布は行わない。

- (1) 令和8年度西原町公式LINE機能拡張システム導入・運用支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
- (2) 令和8年度西原町公式LINE機能拡張システム導入・運用支援業務仕様書（別紙1）
- (3) プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- (4) 会社概要（様式①）
- (5) 業務実績調書（様式②）
- (6) 提案書かがみ文（様式第4号）
- (7) 質問書（様式③）
- (8) 辞退届（様式④）

10. 問い合わせ・書類等提出先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

西原町役場 総務課 広報係

電話番号：098-945-5011（内線：3205）

Eメール：kouhou@town.nishihara.okinawa.jp

別紙

西原町公式LINE機能拡張システム導入・運用支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準

社

① システム概要

評価基準	配点
利用者が使いやすく便利な機能になっているか。 管理画面が職員でも簡単に利用できるように直感的に操作できるか。 A：優れている B：やや優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る	10 8 6 4 1

② 画面デザイン

評価基準	配点
文字や画像、アイコン等は誰が見ても分かりやすく表示されているか。 A：優れている B：やや優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る	5 4 3 2 1

③ AI チャットボット

評価基準	配点
正答率向上に寄与する機能や工夫はあるか。 利用ログのデータや統計等、システムの運用状況は容易に把握できるか。 A：優れている B：やや優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る	5 4 3 2 1

④ 実施・運用サポート体制

評価基準	配点
構築から運用開始及び運用開始後の各段階において、サポート体制が充実しているか。	
A：優れている	10
B：やや優れている	8
C：標準	6
D：やや劣る	4
E：劣る	1

⑤ セキュリティ対策

評価基準	配点
障害対策、データ保護の考えは明確で情報漏えいを防止するための対策が十分に確保されているか。	
障害発生時の対応が適切かつ明瞭に示されているか。	
A：優れている	5
B：やや優れている	4
C：標準	3
D：やや劣る	2
E：劣る	1

⑥ 独自提案

評価基準	配点
仕様書に示された事項以外に、当町にとって有効な独自提案が示されているか。	
将来的な発展性を見込んだ提案が成されているか。	
A：優れている	5
B：やや優れている	4
C：標準	3
D：やや劣る	2
E：該当なし	0

【評価点集計】

評価基準	配点
① システム概要	/ 10
② 画面デザイン	/ 5
③ AIチャットボット	/ 5
④ 実施・運用サポート体制	/ 10
⑤ セキュリティ対策	/ 5
⑥ 独自提案	/ 5
合 計	/ 40

※提案者が1者の場合であっても、審査員の平均点数の基準（24点）を超えない限り、契約候補者として選定しない。